

令和 6 年度鹿児島県地域防災計画 修正案新旧対照表【抜粋】

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編，地震編，津波編】 第3部 第3章 第1節 第2 避難所の管理運営</p> <p>一般-266ページ 地震-265ページ 津波-207ページ</p>	<p>1 避難所の管理運営 機関名：市町村 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>1 避難所の管理運営 機関名：市町村 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。<u>また，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し，簡易トイレ，トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，<u>簡易ベッド等の活用状況</u>，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，<u>栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，洗濯等の生活に必要となる水の確保，福祉的な支援の実施など</u>，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正 (職員アンケートを踏まえた修正)</p> <p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
【一般編，地震編，津波編】 第2部 第2章 第9節 第1 医療体制の整備 一般-91ページ 地震-111ページ 津波-90ページ	1 医療体制の整備 (記載なし)

修 正 案	修正理由等
1 医療体制の整備 <u>(1) 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島 J R A T）との連携等</u> <u>県は，リハビリテーション専門職の活動により，災害時の生活不活発病と災害関連死を防ぐため，連携等に努める</u> 〃	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編，地震編，火山編】 第2部 第2章 第8節 輸送体制の整備</p> <p>一般-89 ページ 地震-110 ページ 火山-33 ページ</p>	<p>第3 緊急輸送道路啓開体制の整備</p> <p>1 啓開道路の選定基準の設定 災害時において，道路啓開を実施する路線の選定，優先順位について関係機関と連携をとり，選定基準を設けてあらかじめ定めておく。</p> <p>2 道路啓開の作業体制の充実 道路管理者は，平素から，災害時において，関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう，効率的な道路啓開体制の充実を図る。</p> <p>3 道路啓開用装備・資機材の整備 道路管理者は，平素から，道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに，建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p> <p>4 関係団体等との協力関係の強化 道路管理者は，災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように，「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき，道路啓開に関する協力協定の締結を図り，協力関係の強化を図る。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備</p> <p>1 災害に備えた道路啓開体制啓開道路の選定基準の設定 県は，発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開，応急復旧等を迅速に行うため，協議会の設置等によって電力，通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して，あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし，必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>また，道路管理者は，当該計画も踏まえて，建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう，「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき，道路啓開等に必要の人員，資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。災害時において，道路啓開を実施する路線の選定，優先順位について関係機関と連携をとり，選定基準を設けてあらかじめ定めておく。</p> <p>2 道路啓開路線体制の作業体制の情報収集充実 道路管理者は，関係機関と連携するなど，啓開に必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。平素から，道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに，建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p> <p>3 道路啓開用装備・資機材の整備 道路管理者は，平素から，道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに，建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p> <p>4 関係団体等との協力関係の強化 道路管理者は，災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように，「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき，道路啓開に関する協力協定の締結を図り，協力関係の強化を図る。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編、地震編、津波編】 第3部 第1章 第4節 第1 県における広域 応援体制</p> <p>一般-152ページ 地震-166ページ 津波-135ページ</p>	<p>2 応援の受入れ体制の確立</p> <p>県は、鹿児島県災害時受援計画に基づき、災害の規模やニーズに応じた他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援体制を整備する。また、防災訓練等を通じて検証を行い、必要に応じて受援計画の見直しを行う。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。</p> <p>また、県、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>2 応援の受入れ体制の確立</p> <p>県は、鹿児島県災害時受援計画に基づき、災害の規模やニーズに応じた他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援体制を整備する。また、防災訓練等を通じて検証を行い、必要に応じて受援計画の見直しを行う。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。</p> <p>また、県、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編，地震編，津波編】 第2部 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>一般-95ページ 地震-115ページ 津波-93ページ</p>	<p>第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備</p> <p>県，市町村は，その他の災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。</p> <p>なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備</p> <p>県，市町村は，その他の災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。</p> <p>なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第6部 第3章 第1 第3 物資拠点 受援計画-8ページ</p> <p>第2部 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 一般-54ページ</p>	<p>5 運営 県災害対策本部（物資輸送グループ）は、物資拠点における物資の受入れ、保管、払出等に関して、下記の事項について配慮し、効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>(1) 効率的な物資の受入れ・払出に必要な資機材・技能者等の確保 (2) 物資の保管・管理に関する台帳様式等の整備 (3) 物資の受入れ・保管・払出等の管理に必要な専門家の確保</p> <p>第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。 このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>5 運営 県災害対策本部（物資輸送グループ）は、物資拠点における物資の受入れ、保管、払出等に関して、下記の事項について配慮し、効率的な運営に努めるものとする。 <u>なお、物資拠点の運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して速やかに確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) 効率的な物資の受入れ・払出に必要な資機材・技能者等の確保 (2) 物資の保管・管理に関する台帳様式等の整備 (3) 物資の受入れ・保管・払出等の管理に必要な<u>物流</u>専門家<u>など必要な人材</u>の確保</p> <p>第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。 このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い<u>複数の通信回線の確保整備・多重化・耐震化を図るとともに、や通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備</u>、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第6部 第5章 第1節 基本的事項</p> <p>受援計画-17ページ</p>	<p>第2 受入体制</p> <p>受援調整グループは、派遣元と調整し、派遣される職員の宿泊先の調整を行う。各対策部は、派遣される職員の業務に必要な執務スペースの調整を行うものとする。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>第2 受入体制</p> <p>受援調整グループは、派遣元と調整し、派遣される職員の宿泊先の調整を行う。が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</p> <p><u>また、応援業務の資料について、事前に派遣元に提供するなど、応援職員の業務引継ぎの円滑化に努める。</u></p> <p><u>なお、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>各対策部は、派遣される職員の業務に必要な執務スペースの調整を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>職員アンケート意見を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第5節 第5 避難所の収容・運営体制の整備</p> <p>一般-75ページ</p>	<p>3 避難所の生活環境改善システムの整備</p> <p>県及び市町村は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>3 避難所の生活環境改善システム等の整備</p> <p>県及び市町村は、<u>避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに</u>、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。</p>	<p>職員アンケートを踏まえた修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備</p> <p>一般-77ページ</p>	<p>3 孤立化集落体制</p> <p>市町村は、島しょや土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。</p> <p>また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。</p> <p>(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保 衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。</p> <p>(2) 通信機器の住民向け研修の充実 整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。</p> <p>(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保 ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。</p> <p>(4) 非常用発電機の備蓄 停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>3 孤立化集落体制</p> <p>市町村は、<u>中山間地域、沿岸地域、島しょ部などのや土砂崩れ等で孤立化が予想される地域</u>においては、<u>豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等</u>については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、<u>孤立者の救出方法や当該地域と市町村</u>との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる<u>防災</u>関係機関等との相互情報連絡体制、<u>孤立化した集落からの地域住民等の救出方法</u>等について、十分に検討しておく。</p> <p>また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。</p> <p>(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保 衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。</p> <p>(2) 通信機器の住民向け研修の充実 <u>集落等</u>に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。</p> <p>(3) <u>救急人工透析</u>患者などの緊急搬送手段の確保 ヘリコプター等が離着陸可能なスペース、<u>（防災対応離着陸場）</u>の確保や、<u>地元漁業協同組合</u>等との人員・物資等の搬送に関する<u>災害時の応援</u>協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。</p> <p>(4) <u>食料・飲料水</u>、非常用発電機等の備蓄の整備 <u>孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。</u> <u>このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。</u> <u>また、</u>停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。</p>	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備 一般-78ページ</p>	<p>3 孤立化集落対策 (別記) 孤立化集落対策マニュアル</p> <p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。 □ このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。 <p>(記載なし)</p> <p>2 孤立化集落対策</p> <p>1 孤立化のおそれのある集落の把握</p> <p>(1) 市町村 道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。 なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、N T T等防災関係機関から意見を聴取する。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>3 孤立化集落対策 (別記) 孤立化集落対策マニュアル</p> <p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>大規模な豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶や通信の途絶など</u>により孤立化するおそれのある集落については、<u>通信連絡手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備孤立化の未然防止</u>を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、<u>防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。</u> □ このため、県において、孤立化の未然防止と<u>災害</u>応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。 <p><u>【孤立化の定義】</u> <u>中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など</u> ・ <u>地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など</u> ・ <u>津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など</u> ・ <u>地震または津波による船舶の停泊施設の被災など</u> <p><u>※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況</u></p> <p>2 孤立化集落対策</p> <p>1 孤立化<u>する</u>のおそれのある集落の把握</p> <p>(1) 市町村 <u>豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。</u> <u>また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。</u> なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、<u>自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等土木事務所、N T T等</u>防災関係機関からの<u>意見を聴取も参考とする。</u></p>	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正 (孤立化集落対策マニュアルの修正)</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備 一般-78ページ</p>	<p>[孤立化のおそれのある集落(例)]</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 道路状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落につながる道路等において迂回路がない。 ○ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。 ○ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。 ○ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。 □ 通信手段 <ul style="list-style-type: none"> ○ 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。 ○ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。 <p>2 孤立化の未然防止対策 孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。 また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>[孤立化のおそれのある集落(例)]</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 道路交通の状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落につながる道路等において迂回路がない。 ○ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（<u>交通途絶予想箇所など</u>）が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。 ○ 集落につながる道路等において、<u>トンネルや橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。</u> ○ <u>土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。</u> <u>※ 道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。</u> □ 海上交通の状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地震又は津波による被災状況によっては、船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。</u> <p>[参考] <u>孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 通信手段 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断空中線の断絶等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。</u> ○ <u>固定電話及び携帯一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。</u> <p>2 孤立化の未然・事前防止対策 孤立化を未然に防止するため、県、市町村、<u>県</u>及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。 また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、<u>防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。</u></p>	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正（孤立化集落対策マニュアルの修正）</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備 一般-79ページ</p>	<p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。

修 正 案	修正理由等
<p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化する<u>する</u>おそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。 <u>集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。</u> <u>このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</u> 集落内に学校や、警察，消防等駐在所等の公共的機関，九電<u>通信事業者，電気事業者N T Tなど</u>等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が<u>所有する通信の持つ連絡</u>手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化する<u>する</u>おそれのある集落の災害情報連絡員（<u>仮称</u>）に配備しておくなど、<u>通信連絡手段の多様化</u>を図る。 <u>道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。</u> 孤立化する<u>する</u>おそれのある集落において、救出・救助活動や、<u>食料や医薬品などのや支援物資の搬入を行うため、投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）ヘリコプターなど航空機の臨時的離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭，空き地，休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る</u>。 	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正（孤立化集落対策マニュアルの修正）</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備 一般-79ページ</p>	<p>(2) NTT</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 <p>(3) 道路管理者（県・市町村等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所のの補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。 <p>3 孤立化した場合の対応</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。 その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

修 正 案	修正理由等
<p>(2) 道路管理者（県・市町村等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、道路については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。</u> そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。 <u>発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。</u> <p>(3) 通信事業者 NTT</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化するおそれのある集落において、<u>市町村等からの要請を踏まえ、固定一般加入電話を災害時優先電話として登録指定</u>するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 <p>3 孤立化した場合の対応</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。</u> 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、<u>県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供</u>する。 <u>道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の食事等日常生活に必要な物資を確保する。</u> <u>また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。</u> その他必要な対策について、<u>防災関係機関等と連携</u>を図りながら、迅速に実施する。 	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正（孤立化集落対策マニュアルの修正）</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備 一般-79ページ</p>	<p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。 <p>(3) NTT</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に事前設置型特設公衆電話を開設する。 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。 <p>(4) 道路管理者（県・市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

修 正 案	修正理由等
<p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村からのの孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、消防防災ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、の活用や県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等により、被災状況の把握、よる孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。 <p>(3) 道路管理者（県、市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等の協力のもとを得て、と連携し、早期の道路啓開等の作業道路等の応急復旧を実施するとともに、交通通行規制情報を適宜、提供する。 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。 <p>(4) 港湾・漁港管理者（県、市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾・漁港管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。 	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正（孤立化集落対策マニュアルの修正）</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第6節 第1 救助・救急体制 の整備</p> <p>一般-79, 80ページ</p>	<p>(5) 自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型ヘリ等による被災状況の把握，救出・救助，安否確認等を実施するとともに，避難所における炊飯支援や仮設トイレ，テント等の資機材を提供する。 <p>(6) 警 察</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否確認，行方不明者の捜索，救出救助，緊急交通路の確保を図る。

修 正 案	修正理由等
<p>(5) <u>通信事業者NFTT</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>通信事業者は，被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により，通信が確保できない場合，様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。</u> <u>通信事業者は，孤立化した集落との通信連絡手段を確保するため，自社が保有している備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに，避難所等に事前設置型衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。</u> <u>通信事業者は，応急復旧作業が長期化するおそれのある場合，自社の保有する移動型基地局（車載型基地局，船上基地局など）を活用し，孤立化した集落における通信手段の確保を図る。</u> 被災した通信中継局，通信回線等の応急復旧に努める。 <p>(6) 警 察</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>警察は，孤立化した集落における地域住民の安否確認，行方不明者の捜索，救出・救助を実施するとともに，道路管理者と連携を図りながら，集落への緊急交通路の確保を図る。</u> <p>(7) 自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>自衛隊は，県からの災害派遣要請に基づき，大型ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握，孤立化した集落における地域住民の救出・救助，安否確認等を実施するとともに，避難所等における炊飯支援や給水活動，物資の輸送等を実施仮設トイレ，テント等の資機材を提供する。</u> <p>(8) <u>その他防災関係機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>その他防災関係機関は，県や市町村からの協力要請があった場合，被災状況の把握，孤立化した集落からの地域住民の救出・救助，資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。</u> 	<p>能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえた修正（孤立化集落対策マニュアルの修正）</p>

該当箇所	現 行 計 画
【一般編，地震編，津波編】 第3部 第2章 第10節 第1 緊急医療の実施 一般-255ページ	(記載なし)
【一般編】 第2部 第2章 第5節 第2 地域における避難態勢の整備 一般-71ページ	(記載なし)

修 正 案	修正理由等
<p><u>1.1 災害時感染制御支援チーム（DICT）</u></p> <p><u>(1) DICTの活動内容</u> 感染症に関する知見を有する医師，看護師等からなる災害時感染制御支援チーム（DICT）は，避難所等における衛生環境を維持するため，避難所等の感染症予防対策，感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言，感染症診療に係る技術的支援等を行う。</p> <p><u>(2) DICTの派遣要請</u> 知事は，DICTの派遣が必要と判断するときには，日本環境感染学会に対し，避難所等への災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</p>	国の防災基本計画の修正に伴う修正
<p><u>5 在宅避難者等の避難体制の強化</u></p> <p><u>(1) 県及び市町村は，在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 県及び市町村は，やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等，車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際，車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現 行 計 画
<p>【原子力災害対策編】 第4章 第2節 情報の収集・ 連絡、緊急連絡 体制及び通信の 確保</p> <p>98ページ</p>	<p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合 (略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 九州電力からの通報 (略)</p> <p>イ 原子力規制委員会からの情報提供</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>また、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合 (略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 九州電力からの通報 (略)</p> <p>イ 原子力規制委員会からの情報提供</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>また、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p><u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び薩摩川内市との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【地震編】 第5部 第5章 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）</p> <p>地震編-387ページ</p>	<p>第3 広報等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報 県は、県ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。</p> <p>併せて、推進地域内に居住又は滞在する住民等に対して、今後の当該地の市町村が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。</p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。</p>
<p>【地震編】 第5部 第5章 第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）</p> <p>地震編-394ページ</p>	<p>第3 広報等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報 県は、県ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。</p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>第3 広報等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報 県は、県ホームページ、<u>ソーシャルメディアツイッター</u>、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。</p> <p><u>周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>併せて、推進地域内に居住又は滞在する住民等に対して、今後の当該地の市町村が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。</p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。</p>	<p>国の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策を踏まえた修正</p>
<p>第3 広報等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報 県は、県ホームページ、<u>ソーシャルメディアツイッター</u>、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。</p> <p><u>周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。</p>	<p>国の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策を踏まえた修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【火山編】 第1部 第2章 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>火山-45ページ</p> <p>【火山編】 第2部 他 第2章 第2節 住民の防災活動の促進</p> <p>火山-45ページ</p>	<p>1 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進</p> <p>(1) 研究機関と行政機関との連携 県は、火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくよう国等に要請する。</p> <p>2 防災知識の普及・訓練</p> <p>④ イベント等の開催 県及び関係市町は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>1 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進</p> <p>(1) 研究機関と行政機関との連携 県は、火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくよう国等に要請する。 <u>なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p>2 防災知識の普及・訓練</p> <p>④ イベント等の開催 県及び関係市町は、防災週間、<u>火山防災の日</u>、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編，地震編，津波編】 第2部 第2章 第9節 第1 緊急医療体制の整備</p> <p>一般-91ページ 地震-111ページ 津波-90ページ</p> <p>【一般編，地震編，津波編】 第3部 第2章 第10節 第1 緊急医療の実施</p> <p>一般-254ページ 地震-111ページ 津波-90ページ</p>	<p>(記載なし)</p> <p>9 災害支援ナース</p> <p>(1) 災害支援ナースの活動内容 災害支援ナースは，災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう，日本看護協会及び鹿児島県看護協会が養成しており，被災した医療機関における看護業務，避難所の環境整備や感染症対策，避難所等における心身の体調不良者に対する受診支援，医療チームへの橋渡し，救急搬送等を行う。</p> <p>(2) 災害支援ナースの出動 知事は，災害支援ナースの出動が必要と判断するときには，県看護協会との協定に基づき，救護所等への災害支援ナースの派遣を要請する。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>1 医療体制の整備 (1)～(9) 略</p> <p><u>10 災害支援ナースの整備</u> <u>ア 県は，被災地の医療機関等に派遣され看護業務等を行う災害支援ナースを養成する。</u> <u>イ 県と災害支援ナースが所属する医療機関等は，災害発生時に迅速に出動可能な体制を整備する。</u></p> <p>9 災害支援ナース (1) 災害支援ナースの活動内容 災害支援ナースは，<u>災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう，日本看護協会及び鹿児島県看護協会が養成しており，被災地のした医療機関等</u>における看護業務，<u>救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務，避難所の環境整備や感染症対策及び公衆衛生管理，被災者の心のケア避難所等における心身の体調不良者に対する受診支援，医療チームへの橋渡し，救急搬送等</u>を行う。</p> <p>(2) 災害支援ナースの出動 知事は，災害支援ナースの出動が必要と判断するときには，<u>災害支援ナースが登録されている医療機関等看護協会との協定に基づき，被災地の医療機関救護所等</u>への災害支援ナースの派遣を要請する。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第2部 第2章 第9節 第1 緊急医療体制の整備 一般-93ページ</p>	<p>2 後方搬送体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応 ア 透析患者等への対応 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。 また、倒壊建物等の圧迫による控滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。 このため、県は医師会等関係機関との連携による近江市等への患者搬送の調整や情報供給を行う体制を整える。</p> <p>イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応 保健所は、「難病対策業務マニュアル」等に基づき、要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者等台帳を作成し、管内市町村の避難支援計画策定に必要な情報提供を行い、災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。</p> <p>(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応 a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理 b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立 c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発</p> <p>(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援 (記載なし)</p>
<p>【一般編】 第3部 第2章 第10節 第3 後方搬送の実施 一般-258ページ</p>	<p>4 透析患者等への対応 (2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。 このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市町村、医療機関及び近江市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。</p>

修 正 案	修正理由等
<p>2 後方搬送体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応 ア 透析患者等への対応 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。 また、倒壊建物等の圧迫による控滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。 このため、県は医師会等関係機関との連携による近江市町村等への患者搬送の調整や情報供給を行う体制を整える。</p> <p>イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応 保健所は、「難病対策業務マニュアル」等に基づき、要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者等台帳を作成し、管内市町村の個別避難支援計画策定に必要な情報提供を行う。市町村は、提供された情報を基に災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。</p> <p>(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応 a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理 b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立 c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発</p> <p>(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援 ・ 予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発 ・ 市町村、医療機関等との連携による入院先や受入先の確保の調整</p>	<p>保健所等における直近の取組に伴う修正</p>
<p>4 透析患者等への対応 (2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応 保健所は、人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、の安否及び健康状態等の確認を行う。医療施設などで救護する。このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、状況に応じて、市町村、医療機関及び近江市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。</p>	<p>保健所等における直近の取組に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
<p>【一般編】 第3部 第2章 第10節 第1 緊急医療の実施 一般-249～254ページ</p>	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整の実施 (略)</p> <p>2 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン (略)</p> <p>(記載なし)</p> <p>3 DMAT (略)</p> <p>4 救護班 (略)</p> <p>5 救護所の設置 (略)</p> <p>6 医療情報の収集・提供 (略)</p> <p>7 DPAT (略)</p> <p>8 DHEAT (略)</p> <p>9 災害支援ナース (略)</p>

修 正 案	修正理由等
<p>1 保健医療福祉活動の総合調整の実施 (略)</p> <p>2 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン (略)</p> <p><u>3 災害薬事コーディネーター</u> <u>(1) 災害薬事コーディネーターの活動内容</u> <u>災害薬事コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医薬品、医療機器等の物資や薬剤師等の人材の供給調整等を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害薬事コーディネーターの出動</u> <u>知事は、災害薬事コーディネーターの出動が必要と判断するときは、鹿児島県薬剤師会に災害薬事コーディネーターの出動を要請する。</u></p> <p><u>4</u> DMAT (略)</p> <p><u>5</u> 救護班 (略)</p> <p><u>6</u> 救護所の設置 (略)</p> <p><u>7</u> 医療情報の収集・提供 (略)</p> <p><u>8</u> DPAT (略)</p> <p><u>9</u> DHEAT (略)</p> <p><u>10</u> 災害支援ナース (略)</p>	<p>令和6年度に災害薬事コーディネーターを養成したことに伴う修正</p>